

# 福岡県公報

平成28年5月20日  
第3793号

## 目次

### 告示 (第437号 - 第455号)

○福岡県営住宅退去者滞納家賃の収納事務の委託	(県営住宅課) …………… 1
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 1
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 5
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 6
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 6
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 6
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 7
○救急病院等の認定	(医療指導課) …………… 7
○救急病院等の認定	(医療指導課) …………… 8
<b>公 告</b>	
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 8

○落札者等の公示	(税務課) …………… 8
○落札者等の公示	(税務課) …………… 9
○福岡県都市計画審議会の開催	(都市計画課) …………… 9
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課) …………… 9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 9
○落札者等の公示	(警察本部会計課) …………… 10
○落札者等の公示	(警察本部会計課) …………… 10
○落札者等の公示	(警察本部会計課) …………… 11
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) …………… 11
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課) …………… 12
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) …………… 12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 12
<b>公安委員会</b>	
○教習指導員審査の実施について	(警察本部運転免許試験課) …………… 13

## 告 示

### 福岡県告示第437号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、福岡県営住宅退去者滞納家賃の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

### 福岡県告示第438号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成

28年5月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	福岡線	宮若市金丸189番1先から 宮若市金丸158番1先まで

**福岡県告示第439号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年5月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	鯉田 停車場線 有井	飯塚市鯉田1798番1先から 飯塚市鯉田1777番1先まで

**福岡県告示第440号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所  
八女市黒木町北木屋字椈谷3880、字椈山3920、3922の1、3922の2、3925の1、

3926の1、3926の2、3928の1、3928の3、3929の1、3929の2、3931、3933、3934、3941、3942の1、3942の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字椈谷3880（次の図に示す部分に限る。）、字椈山3920・3922の1・3922の2・3926の1・3928の1・3928の3・3929の1・3929の2・3931・3933・3934・3941・3942の2（以上13筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第441号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市蓮台寺字山ノ神766・771・773（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第442号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 保安林予定森林の所在場所

遠賀郡岡垣町大字原字原野534・535の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字一ノ井手592・593・595（以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第443号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市内野字南吉原2467の10、2468の13、字鬢谷2635の70、字鶯ノ口2737の1、2737の2、字新鹿倉2741の1、2741の4、2745の1

#### 2 指定の目的

水源の涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第444号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
うきは市浮羽町新川字三寺払2914の1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字三寺払2914の1（次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第445号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝倉市杷木星丸字谷1509、1498から1500まで・1507の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字谷1498・1499・1507の1・1509（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第446号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝倉市杷木志波字梅ヶ谷1833の3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字梅ヶ谷1833の3（次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第447号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
田川郡添田町大字落合字山ノ神ノ森1460（次の図に示す部分に限る。）、字仙道山1480の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第448号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
嘉麻市千手字古ヤシキ3097、3099
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字古ヤシキ3097・3099（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第449号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
八女市矢部村北矢部字中間田ノ尻9823の2、9824の1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第450号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川下伊良原字宮久保1550
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

みやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第451号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所  
築上郡築上町大字寒田1818の1、1818の2、1818の4、1818の5
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第452号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川上高屋字西ノ河内2274の41
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第453号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所  
豊前市大字挾間974、1311
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第454号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
社会保険直方病院	直方市須崎町1-1	平成27年7月29日から平成30年7月28日まで
医療法人春成会樋口病院	春日市紅葉ヶ丘1-86	平成27年8月1日から平成30年7月31日まで
医療法人文佑会原病院	大野城市白木原5-1-15	
医療法人正明会諸岡整形外科病院	筑紫郡那珂川町片縄3-81	
医療法人恵真会渡辺整形外科病院	糸島市前原1811-1	
医療法人社団廣徳会岡部病院	糟屋郡宇美町明神坂1-2-1	
福岡青洲会病院	糟屋郡粕屋町長者原西4-11-8	
福田病院	大川市大字向島1717-3	
医療法人白髭会足達消化器科整形外科医院	大川市大字榎津332-2	
医療法人社団慶仁会川崎病院	八女市大字津江538	
社会医療法人財団池友会新行橋病院	行橋市道場寺1411	
福岡山田病院	福岡市東区箱崎3-9-26	
福岡城南病院	福岡市中央区薬院4-6-9	
医療法人恵光会原病院	福岡市南区若久2-6-1	
さくら病院	福岡市城南区片江4-16-15	
村上華林堂病院	福岡市西区戸切2-14-45	
社会医療法人天神会新古賀病院	久留米市天神町120	

**福岡県告示第455号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
医療法人相生会宮田病院	宮若市本城1636	平成27年9月1日から 平成30年8月31日まで
独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院門司メディカルセンター	北九州市門司区東港町3-1	
牧山中央病院	北九州市戸畑区初音町13-13	
健和会大手町病院	北九州市小倉北区大手町15-1	
東和病院	北九州市小倉南区守恒本町1-3-1	
社会医療法人製鉄記念八幡病院	北九州市八幡東区春の町1-1-1	
社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会八幡総合病院	北九州市八幡東区春の町5-9-27	
医療法人しょうわ会正和中央病院	北九州市八幡西区八枝3-13-1	
医療法人和浩会安藤病院	福岡市城南区別府1-2-1	

**公 告****公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市横隈字上ノ原上812番1、812番3、812番4、812番5、812番6、812番7、812番8、812番9、812番10及び812番11

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大野城市筒井四丁目4番17号

悠悠ホーム株式会社

代表取締役 内山 敏幸

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称  
自動車二税申告受付等に係る業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県総務部税務課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手を決定した日  
平成28年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
福岡県自動車販売店協会
  - (2) 住所  
福岡市東区千早三丁目9番23号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
189,864,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約を行った理由  
政府調達に関する協定第15条1(b)に該当

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称  
平成28年度福岡県自動車税納税通知書及び減免決定通知書等作成業務、封入封緘及び配送業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県総務部税務課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手を決定した日  
平成28年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
トッパン・フォームズ株式会社 西日本事業部
  - (2) 住所  
福岡市博多区博多駅前四丁目4番15号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
36,647,431円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約を行った理由  
政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき開催される第227回

福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 日時  
平成28年5月26日 午後2時00分
- 2 会場  
福岡市博多区千代一丁目20-31  
ホテルレガロ福岡 レガロホールA
- 3 予定議案  
福岡都市計画道路の変更（福岡県決定）について  
宇美町に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
- 4 審議会の公開  
本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることがある。

**公告**

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用ため池整備事業（西島地区）	平成27年10月8日

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡久山町大字久原字橋田3028番6並びに字於田3197番、3198番1及び3199番
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
山口県下関市菊川町大字榑崎字大溝560番地1  
山口県中央貨物株式会社  
代表取締役 青川 秋男

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る契約の名称  
警察官被服（男性警察官用夏服上衣ほか）単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課  
(2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年4月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名  
株式会社博多大丸  
(2) 住所  
福岡市中央区天神一丁目4番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）  
44,733,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 入札公告日  
平成28年2月26日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る契約の名称  
警察官被服（男性警察官用冬服上衣ほか）単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課  
(2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年4月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名  
音伍繊維工業株式会社  
(2) 住所  
福岡市東区多の津四丁目6番18号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）  
65,178,540円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成28年2月26日

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る契約の名称  
警察官被服（男性警察官用合服上衣ほか）単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年4月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
株式会社井筒屋
  - (2) 住所  
北九州市小倉北区船場町1番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）  
62,743,680円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成28年2月26日

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日  
平成28年4月26日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称（仮称）ドラッグコスモス波多江店
  - (2) 所在地 糸島市波多江駅北四丁目684番1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 4 大規模小売店舗を新設する日  
平成28年12月27日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,317平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置		収容台数（台）
建物敷地内		51
合 計		51

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物内北側	24
合計	24

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物西側	50
合計	50

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内南側	12.0
合計	12.0

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前10時	午後10時

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分～午後10時30分

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	建物敷地北側及び西側

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

## 公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営大野原地区土地改良(農業用排水施設整備)事業計画書の写し	平成28年5月20日から 平成28年6月17日まで	うきは市役所

## 公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営上穂波東地区土地改良(区画整理)事業変更計画書の写し	平成28年5月20日から 平成28年6月17日まで	飯塚市役所

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市志摩芥屋宇久保地751番1、751番5、752番2及び752番4
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市西区横浜二丁目15番10号  
樋口 功

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成28年5月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市志登字松本476番1及び476番3から476番15まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市中央区港二丁目12番4号1階  
株式会社総合住建  
代表取締役 山崎 祥生

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第144号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成28年5月20日

福岡県公安委員会

- 1 審査の種類  
教習指導員審査
- 2 審査に係る運転免許の種類  
法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及びけん引第二種免許を除く。
- 3 審査の方法  
規則第12条に規定する審査方法によって実施する。
- 4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別
平成28年6月23日（木曜日） 午前9時00分から 午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号	/
平成28年6月24日（金曜日） 午前9時00分から 午後5時00分まで		天神第2ビル 県指定自動車学校協会	

平成28年6月27日(月曜日) 午前9時00分から 午後5時00分まで	技能	福岡市西区姪の浜一丁目1番67号 姪浜ドライビングスクール	普通・普通二種
平成28年6月28日(火曜日) 午前9時00分から 午後5時00分まで		北九州市八幡西区御開三丁目38番1号八幡自動車学校	

### 5 審査の申請手続等及び受付期間

#### (1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）の両面を複写したものと及び次の表に掲げる審査手数料を添えて、福岡県警察本部交通部運転免許試験課へ提出すること。

審査に係る運転免許の種類	審査手数料の額
大型免許及び中型免許	14,950円
普通免許	11,800円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	9,400円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,750円

イ 規則第17条及び附則により審査細目の一部を免除される者であるときは、これを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して82円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の申込みは、必ず郵便書留によること。

#### (2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から平成28年6月14日（火曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く

。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から平成28年6月14日（火曜日）までの消印があるものを有効とする。

#### 6 その他

- (1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。
- (2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- (3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続、審査手数料及びその他の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892